

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

| | |
|--|---|
| 調 達 件 名 | 令和5年度市民後見推進事業 |
| 発 注 課 | 保健福祉局総務部総務課 |
| 選 定 事 業 者 | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 |
| 随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） | |
| <p>本事業は、成年後見制度における市民後見人の育成や活動支援を行うため、認知症高齢者や精神障がい者等の権利擁護支援に関する高い専門性が求められる。</p> <p>社会福祉法人札幌市社会福祉協議会（以下「市社協」）は、全国の都道府県及び指定都市の社会福祉協議会のみが実施することができる「日常生活自立支援事業」を行い、日常生活を送るうえで支障がある認知症高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行っている。当該事業の利用者の中には、認知機能の低下により成年後見制度への移行を要するなど、当該事業と成年後見制度は密接な関係を有しており、さらに、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業は連携が強化されるべきことが明示されている。</p> <p>また、市社協は日常生活自立支援事業に加え、現状、市長申立て手続等を行う「成年後見制度利用支援事業」を行っているほか、法人後見の実施団体でもあるため、権利擁護支援に関する高い専門性を有しており、成年後見制度に関連する事業は、市民後見の推進を含めて一体的に実施することが効果的であると考えられる。</p> <p>したがって、本委託事業を円滑かつ適正に遂行することができる唯一の団体は市社協であると認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本業務は特定随意契約により実施し、委託先として市社協を選定いたしたい。</p> | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） |
| 決 定 日 | 令和5年3月13日 |